委員担当制について

- 1 委員担当制たたき台について
- 2 施策審議の進行について

1 委員担当制たたき台について

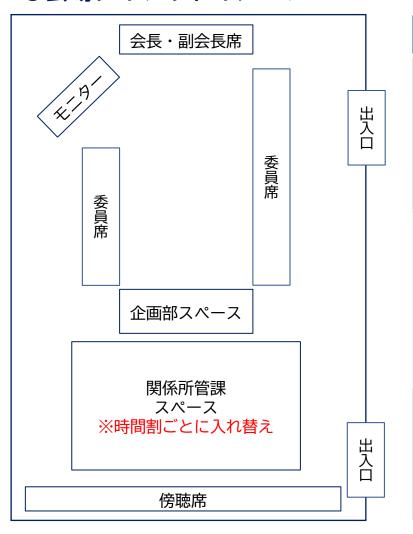
- 全委員が、すべての施策に意見等が提出可能であることを大前提とする。
- その上で、まちづくりの目標ごとに、担当委員を設けることについてご意見をいただきたい。



2 施策審議の進行について

● 第4~6回の施策審議の進行については、時間割ごとに担当委員からの意見等を聴取したのち、 委員全体から意見を聴取する。

○会場レイアウトイメージ



○当日の流れ(10/16(木)第4回会議を例に)

時間割	進行	関係所管課出席予定
13:30-14:10 (40分)	担当委員質疑・意見 (20分)	【施策】23_防災・減災,24_安全・安心 地域安全課、防災対策課、健康づくり課、建築指導課、 開発審査課、国県事業推進課、道水路整備課 計7所管課
	全体質疑・意見 (20分)	
		(関係所管課入れ替え)
14:10-14:50 (40分)	担当委員質疑・意見 (20分)	【施策】25_都市基盤, 26_生活空間, 27_上下水道 政策調整課、地域交通課、都市政策課、都市計画課、 建築指導課、建設政策課、みどり公園課、 国県事業推進課、土木管理課、道水路整備課、建築課、 水道整備課、浄水管理課、経営総務課、給排水業務課、 下水道整備課
	全体質疑・意見 (20分)	
		(関係所管課入れ替え)
14:50-15:30 (40分)	担当委員質疑・意見 (20分)	【施策】28_行政経営,29_デジタル化,30_多様な主体とのまちづくり 広報広聴室、企画政策課、政策調整課、職員課、 コンプライアンス推進課、情報システム課、総務課、 財政課、資産経営課、契約検査課、検査担当課、 市税総務課、市民税課、資産税課、事業課、戸籍住民課、 文化政策課 計17所管課
	全体質疑・意見 (20分)	